

相・続・通・信 第41号



相続手続支援センター® 平成 28 年 5 月

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索



↑「相続手続」長野で検索！



長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)



春の無料個別相談会のお知らせ



花の便りが舞い込む季節となりました、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて、皆様の中にはなんとなくしなくてはいけないと思いつつ、そのままになっている相続手続はありませんか？

そんな皆様のために相続手続支援センター長野駅前店、松本駅前店では「無料個別相談会」を開催いたします。相続が発生している方だけではなく、遺言書等生前対策のご相談も承ります。**ご相談無料**ですが、**予約制**となっております。ご相談希望の方は相談を希望する店舗へお電話ください。皆様のお申込みお待ちしております！！

長野駅前店

開催日

平成 30 年 5 月 12 日 (土)

平成 30 年 5 月 26 日 (土)

時間 9:00~17:30

場所 相続手続支援センター 長野駅前店



相続手続支援センター®長野駅前店

TEL : 0120-49-1322

前日迄にご予約が無い場合実施いたしません。

必ず前日迄にご連絡ください。

松本駅前店

開催日

平成 30 年 4 月 25 日 (水)

平成 30 年 5 月 9 日 (水)

時間 9:00~17:30

場所 相続手続支援センター 松本駅前店



相続手続支援センター®松本駅前店

TEL : 0120-97-3713

このようなお悩みのある方はご相談ください。

- ・亡くなった方名義の不動産がある。
- ・不動産、預貯金口座、車の名義変更の方法がわからない。
- ・相続人が誰かわからない
- ・遺言を遺したい
- ・相続税の概要について知りたい
- ・子供に財産を贈与したい

訪問も承ります。
お気軽にお申し
付け下さい。



～相続の現場から～

へそくりにも課税！？ 名義預金に注意

相続が発生すると亡くなった方（＝被相続人）の財産総額を把握することから始まります。不動産や預貯金、株式や自動車まで被相続人名義のものはすべて被相続人の財産とされます。被相続人名義のものが財産といわれるのは当然ですが、名義が違っていても被相続人の財産となるもの、それが『名義預金』と呼ばれるものです。

具体的には子や孫の名前で被相続人が積み立てていた預貯金のことです。名義は子や孫になっていますが、資金の出所は被相続人となると、名義が違うだけで被相続人の預貯金ということになります。株や保険についても同様です。「誰からの原資か」が重要となります。

この名義預金、名義人の財産だと勘違いしている相続人が多く、相続財産から漏れやすいため相続税の税務調査で指摘されるのはほとんどが名義預金だと言われています。

では、『名義預金』と言われないためにはどうすれば良いのでしょうか？

生前に贈与として贈与契約書を交わし、110万円以上の場合は贈与税申告をする
名義人が通帳やカード、印鑑を管理し、いつでも自由に使えるようにする

贈与は双方の意思「あげます・もらいます」で成立します。贈与を成立させて名義人がその預金の存在を把握し、いつでも自由に使える状態にすれば名義預金ではなくなります。

専業主婦の奥様が生活費をコツコツ貯めた、いわゆる『へそくり』はどうでしょう？誰からの原資かという点が重要になっているためご主人が稼いだお金はご主人の財産となります。また、へそくりはご主人に内緒で貯めていることが多く、内緒というのが贈与とはならず結果、ご主人の名義預金とされてしまうことがあるそうです。ご主人から奥様へ自由に使えるお小遣いをあげること（＝贈与）が一番の名義預金対策になると言えそうです。

相続“豆”知識



民法上と税法上の「相続財産」とは？

相続が開始するとまずは被相続人の財産の洗い出しをします。

どのような財産がどれくらいあるのか、はっきりさせてから相続人全員で遺産分割の協議をしたり、相続税の税額を確定させたりします。その際に相続財産に含めるのか含めないのかは、実は民法上と税法上で範囲が違うのです。

例えば「死亡保険金」。民法上では「受取人固有の財産」とされ相続財産には含まれませんが、税法上では「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。また「生前贈与」に関しては、税法上は3年以上前のものは相続財産に含まれませんが、民法上ではかなり前のものも相続財産に含めたうえで遺産分割の協議をします。そして「葬儀費用」。こちらは税法上では債務として相続財産から控除が出来ますが、民法上は相続財産から控除が出来ないのです。

このように民法上と税法上で「相続財産」の範囲が違いますので遺産分割の時や、遺言書を作成する際には注意が必要です。